

## 働く人を守る“産業衛生”

産業衛生という言葉を知っていますか？

働く人（労働者）が安全で快適な職場環境で働き、健康な日常生活を送れるようにする活動です。

皆さんも、卒業して仕事に就くと（アルバイトをしている人はすでに）お世話になります。

かなり大昔（人類の文明が始まった頃）から、ある特定の仕事をすると特有の体調不良、障害、病気などが起きることが知られていました。その仕事に特有の動作、使う道具や材料に起因するもので、いわゆる“職業病”と呼ばれるものです。日本でも、奈良の大仏の造営に従事した人たちに金メッキ作業に伴う水銀中毒の症状が見られたことや、鉱山で働く人たちに重金属中毒の症状が見られたことが伝えられています。

18世紀に産業革命が始まると、工場や鉱山の労働者のじん肺障害や、煙突掃除夫の皮膚癌などが、深刻な職業病として社会に認識されるようになりました。19世紀になると、「工場法」など、労働者を劣悪な仕事環境から保護するための法律や、女性や子どもの酷使を防ぐための法律が作られるようになり、その後、長い年数をかけて、労働者の安全、健康および権利を守る意識が培われ、産業衛生という分野ができました。日本では、太平洋戦争後の昭和22年に労働基準法が制定され、昭和47年の労働安全

衛生法とともに、産業衛生の基本法制となっています。

では、産業衛生（労働衛生、産業保健ともいいます）とは、具体的にどのようなことをするのでしょうか。

製造業に限らず、いろいろなサービス業においても、原材料、溶解液、洗浄剤などとしてさまざまな種類の化学物質が使用されていますが、その中には人体に有害なものも多く含まれています。それらを安全に使用するために、使用方法、使用量、空気中の許容濃度などが厳しく決められており、危険性が大きいことが認められた化学物質は、使用が禁止されることもあります。また、仕事で化学物質に曝露されることで健康障害を起こしていないか、健康診断によって定期的にチェックします。

昨今「働き方改革」という言葉を見聞きすることが多くなっていますが、長時間労働に代表される過重労働を防ぐことも、産業衛生の大事な役割の一つです。会社の規模によって、産業医を選任することが義務付けられていますが、時間外労働時間が長い労働

者や、心身の不調を訴える労働者は、産業医と面談し、業務環境の改善について相談することができ、場合によっては、労働者の健康被害を防止あるいは軽減させるために、配置転換や休職について、会社に勧告することもあります。また、女性が働きやすい職場づくりや、癌や慢性疾患などの病気の治療と仕事を両立できるような職場づくりも、重要なテーマとして取り組まれています。

最後に、労働者の健康管理についてですが、児童・生徒が学校保健安全法により健康診断を受けることが義務付けられているのと同様に、労働者についても、雇い主には労働者に健康診断を受けさせる義務が、労働者自身にも健康診断を受ける義務があります。「受けようが受けまいが俺の自由だ。」ということではありません。元気な体で生活を続けられるように、大学を卒業してからも、定期的に健康診断を受け、日頃からの健康管理を大切にしてください。

（保健管理センター・センター長・羽賀 将衛<sup>はが まさえ</sup>）

